

株式会社シースマイル 介護職員初任者研修事業 学 則

第1条 (事業者の名称・所在地)

本研修は、次の事業者（以下当社という）が実施する。

【名 称】株式会社シースマイル

【代表者】代表取締役 富樫 大

【事業者の名称】かいごの学校 大館ケアワーカースクール

【事業所の所在地】秋田県大館市観音堂539-1カノンII1F

【研修事業担当者】田村 美由紀

第2条 (目 的)

介護に携わる者、もしくは将来介護職として就労を希望する者に対して、業務を遂行する上で必要な知識、技術の習得とそれを実践する際のプロセスを習得することで、介護職として質の高い人材の育成と介護施設等への定着の促進を図ることを目的とする。

第3条 (名 称)

名称は次のとおりとする。

株式会社シースマイル かいごの学校 大館ケアワーカースクール

募集に際しては、「かいごの学校 大館ケアワーカースクール 介護職員初任者研修課程」を使用する。

第4条 (実施課程及び方式)

前条の目的を達成する為に、次の研修事業（以下当研修という。）を実施する。

- 1 介護職員初任者研修（通信課程）
- 2 介護職員初任者研修（通学課程）

第5条 (受講対象者)

大館市に在住もしくは大館市に隣接する市町村に在住の方で修学に支障のない心身ともに健康で通学可能な方

第6条 (研修参加費用)

- 1 研修参加費用は次のとおりとし、自社の責めに帰すべき事由以外は返金しない。
一括払 98,424円（税込）（テキスト代含む）（内、テキスト代7,124円（税込））
- 2 納付期限は、受講開始前日までとし、次のいずれかの方法で支払う。
 - 1) 現金 2) 銀行振込 3) クレジットカード（一括、リボ払い）
- 2 上記1) 3) の決済場所は、第1条で定める事業所の所在地にて行う。
- 3 研修費用以外、自己負担となるもの及び任意の購入品は次のとおりとする。
当研修の会場までの交通費、書籍等(任意購入)、カリキュラム「9 こころとからだのしくみと生活援助技術」

で使用する経口食（プリン1個、ゼリー1個、飲み物1本）

- 4 補講料は1時間につき1,760円(税込)とする。
- 5 実技評価不合格者について別日で再試験を実施する場合、1回につき1,760円(税込)とする。
- 6 修了試験の再試験料は3,300円(税込)とする。

第7条 (使用教材)

研修に使用する教材は次のとおりとする。

発行 一般財団法人長寿社会開発センター 出版管理部
〒105-8446 東京都港区虎ノ門3-8-21 虎ノ門33 森ビル8階
TEL 03-5470-6760 FAX 03-5470-6764
介護職員初任者研修テキスト二訂<全3巻>
編集 介護職員関係養成研修テキスト作成委員会

第8条 (研修カリキュラム)

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム表」のとおりとする。

第9条 (修了の認定方法)

修了認定は、学則に記載された条項に違反せず、第8条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了試験に合格した者を修了と認める。なお、カリキュラム「9 ところとからだのしくみと生活援助技術」内において、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価は、実技評価も併せた方法により実施する。

評価は『A (90点以上)』『B (89～80点)』『C (79～70点)』『D (69点以下)』の4段階とし、A～Cを合格、Dは不合格とし再試験を受験するものとする。

第10条 (研修会場)

前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、別添「研修日程表」のとおりとする。

第11条 (担当講師)

研修を担当する講師は別添「担当講師一覧」のとおりとする。

第12条 (実習施設)

実習希望者の申し出に応じて、次の施設において実施する。

- 1 社会福祉法人大館圏域ふくし会 介護老人福祉施設 長慶荘
- 2 社会福祉法人大館圏域ふくし会 介護老人福祉施設 神山荘
- 3 社会福祉法人大館圏域ふくし会 泉町地域ふくしセンター
- 4 社会福祉法人大館圏域ふくし会 介護老人福祉施設 大館南ガーデン
- 5 株式会社シースマイル ケアセンターこころ

第13条 (募集手続き)

受講申込手続きは次のとおりとする。

- 1 当社指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込

み受付は終了する。

- 2 受講生の決定後、受講決定通知書を受講生あてに通知する。
- 3 受講決定通知書を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納付する。
- 4 当社は受講料等の納付を確認し、テキスト等はスクーリング初日に配布する。

第14条 (研修の遅刻、早退、欠席者の取り扱い)

研修開始前に受講カードの提示により出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、10分以上遅刻した場合は欠席とする。

第15条 (補講について)

やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内での補講（振替受講）を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。補講の実施については、研修開始から1年以内で受講可能とし、原則として当社が実施する次回の研修日程での振替受講を可とする。尚、補講（振替受講）は無料とするが、別に日程を設定し、補講を実施する場合の費用等は第6条に定めたとおりとする。

第16条 (受講の取消し)

- 1 次の各号の一に該当する者は、当社の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。
 - (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者。
 - (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者。他者に金品を要求するなど著しく秩序を乱した者。
 - (4) 自力で演習内容を行うことができない者。
 - (5) 故意に当社の施設・設備あるいは実習先の施設・設備等を毀損したとき。
 - (6) 受講相談・申込時の他、受講中においても、受講適否に関する当社の必要な照会に対して虚偽回答や回答を拒否したとき。
 - (7) 受講証を他人に貸与し、貸与を受けた者が本研修を受講したとき。
 - (8) 感染症にかかっている者。(感染症の疑いある場合は診断書の提出等により非感染が明らかになるまで、受講を中断していただきます)
 - (9) 決められた学習期間内に全ての科目を修了できなかったとき。
 - (10) 受講申込後、通常の介護職員業務の遂行に支障を来すと認められる心身の疾患が判明したとき。
 - (11) 本規定に定める診断書の提出に応じなかったときの他、その他処分を相当とする行為があり、当社がそれを決定したとき。
- 2 受講を取り消されるに至ったものは、それまでに受講した科目の履修のすべてを取り消す。
- 3 上記理由により除籍となった場合は、一切の保証・返金は行わないものとする。また、感染症等の疾病を有するなど身体状況等と照らし、受講状況に耐え得ることが難しいと当社が判断した場合はその判断のために診断書の提出を求める場合がある。

第17条 (修了証書等の交付)

第9条により修了を認定された者は、介護保険法施行令第3条第1項に定める修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。また、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料（500円）にて再交付する。

第18条 (修了者管理の方法)

修了者は修了者名簿に記載し、要綱に指定された様式に基づき秋田県知事に報告する。
また、修了者名情報については永年管理する。

第19条 (個人情報管理)

- 1 研修の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講ずることとする。
- 2 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情対応部署：かいごの学校 大館ケアワーカースクール
電話 0186-43-6551 9:00～18:00 対応時間 営業日の9:00～18:00
苦情受付担当者：川口未沙希 担当者不在時は他の従業員が対応する。
苦情解決責任者：富樫 大
- 3 当社は事業実施や本人確認書類などにより知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- 4 受講者については、講義・実習先などで知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないよう受講者から誓約書の提出を求める。

第20条 (施行細則)

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は平成26年1月1日から施行する。

この学則は平成28年11月1日から施行する。

この学則は令和2年5月1日から施行する